

特定事業仮契約書(案) 正誤表(令和3年8月20日)

ページ数	(誤)	(正)
3 ページ	第2条 2 本契約、募集要項等及び提案書の内容が矛盾する場合は、その適用における優先順位は、 <u>第79条</u> 第2項(解釈及び適用)によるものとする。	第2条 2 本契約、募集要項等及び提案書の内容が矛盾する場合は、その適用における優先順位は、 <u>第78条</u> 第2項(解釈及び適用)によるものとする。
5 ページ	第3条 2(3) 事業者は、自己の責任及び費用において、本契約、募集要項等、提案書、別紙5記載の事業日程及び <u>第48条</u> (入居者移転支援業務計画書)に定める業務計画書に従い、入居者移転支援業務を行う。	第3条 2(3) 事業者は、自己の責任及び費用において、本契約、募集要項等、提案書、別紙5記載の事業日程及び <u>第47条</u> (入居者移転支援業務計画書)に定める業務計画書に従い、入居者移転支援業務を行う。
6 ページ	第5条 5 市は、市が実施し、かつ、募集要項等にその結果を開示した各種調査の実施又は結果に誤り(ただし、市が本事業に関連して開示した資料及び情報から、事業者においてに誤りであると知り得るものを除く。)があった場合は、当該誤りに起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。	第5条 5 市は、市が実施し、かつ、募集要項等にその結果を開示した各種調査の実施又は結果に誤り(ただし、市が本事業に関連して開示した資料及び情報から、事業者においてに誤りであると知り得るものを除く。)があった場合は、当該誤りに起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。
8 ページ	第15条 3 第1項第2号の履行保証保険を、事業者を被保険者として設計企業、建設企業、工事監理企業の全部または一部の者が締結する場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に <u>第65条</u> (契約解除に伴う損害賠償)第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を市のために設定し、保険証券及	第15条 3 第1項第2号の履行保証保険を、事業者を被保険者として設計企業、建設企業、工事監理企業の全部または一部の者が締結する場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に <u>第72条</u> (契約解除に伴う損害賠償)第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を市のために設定し、保険証券及

ページ数	(誤)	(正)
	び質権設定証書を市に提出する。	び質権設定証書を市に提出する。
9 ページ	第 21 条 事業者は、この契約による業務を行うための個人情報 の取扱は、個人情報保護法、鎌倉市個人情報保護条例及び別 紙 12「 <u>個人情報取扱特記事項</u> 」を守らなければならない。	第 21 条 事業者は、この契約による業務を行うための個人情報 の取扱は、個人情報保護法、鎌倉市個人情報保護条例及び別 紙 12「 <u>個人情報の取扱いに関する特記事項</u> 」を守らなければ ならない。
12 ページ	第 26 条 2 市は、不可抗力又は法令 <u>変更</u> 以外で必要があると認める 場合は、変更内容を記載した書面を交付して、募集要項等又は 提案書に記載した設計条件の変更を事業者に求めることがで きる。なお、事業者は、設計条件の変更について、市と協議す るものとする。 3 (略) 4 不可抗力による設計条件の変更については、第 62 条 (不 可抗力による損害等)、法令 <u>変更</u> による設計条件の変更につい ては第 65 条 (法令 <u>変更</u> による追加費用) に従うものとする。	第 26 条 2 市は、不可抗力又は法令 <u>改正</u> 以外で必要があると認める 場合は、変更内容を記載した書面を交付して、募集要項等又は 提案書に記載した設計条件の変更を事業者に求めることがで きる。なお、事業者は、設計条件の変更について、市と協議す るものとする。 3 (略) 4 不可抗力による設計条件の変更については、第 62 条 (不 可抗力による損害等)、法令 <u>改正</u> による設計条件の変更につい ては第 65 条 (法令 <u>改正</u> による追加費用) に従うものとする。
18 ページ	第 43 条 4 法令 <u>変更</u> 事由により本件工事が中止又は工事期間が変更 された場合は、当該工事の中止又は工事期間変更にもなっ て市又は事業者が生じた増加費用又は損害の負担について は、第 66 条 (法令 <u>変更</u> による追加費用) によるものとする。	第 43 条 4 法令 <u>改正</u> 事由により本件工事が中止又は工事期間が変更 された場合は、当該工事の中止又は工事期間変更にもなっ て市又は事業者が生じた増加費用又は損害の負担について は、第 65 条 (法令 <u>改正</u> による追加費用) によるものとする。

ページ数	(誤)	(正)
21 ページ	<p>第 53 条</p> <p>4 事業者が不可抗力、法令<u>変更</u>事由等、事業者の責めに帰すことのできない事由（移転者の事由又は市の事由による場合を除く。）により移転期間を遵守できないと判断した場合は、速やかに市に報告し、市と事業者は移転期間の変更について協議する。</p>	<p>第 53 条</p> <p>4 事業者が不可抗力、法令<u>改正</u>事由等、事業者の責めに帰すことのできない事由（移転者の事由又は市の事由による場合を除く。）により移転期間を遵守できないと判断した場合は、速やかに市に報告し、市と事業者は移転期間の変更について協議する。</p>
21 ページ	<p>第 54 条</p> <p>2 前条第 4 項に基づき法令<u>変更</u>事由により移転期間を変更した場合は、当該期間の変更に伴う市又は事業者が生じた増加費用又は損害の負担については、第 65 条（法令<u>変更</u>による追加費用）によるものとする。</p>	<p>第 54 条</p> <p>2 前条第 4 項に基づき法令<u>改正</u>事由により移転期間を変更した場合は、当該期間の変更に伴う市又は事業者が生じた増加費用又は損害の負担については、第 65 条（法令<u>改正</u>による追加費用）によるものとする。</p>
25 ページ	<p>第 64 条 市又は事業者は、本契約の締結日後に法令が改正されたことにより、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に履行不能通知を行い、当該債務が法令<u>変更</u>により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに履行不能確認通知をするものとする。</p>	<p>第 64 条 市又は事業者は、本契約の締結日後に法令が改正されたことにより、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に履行不能通知を行い、当該債務が法令<u>改正</u>により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに履行不能確認通知をするものとする。</p>
28 ページ	<p>第 69 条</p> <p>5 市は、前項までの規定により本契約が解除される場合において、<u>第 39 条</u>（市による完成確認書の交付）第 1 項に規定する完成確認書の交付が既に完了している場合には、市営住</p>	<p>第 69 条</p> <p>5 市は、前項までの規定により本契約が解除される場合において、<u>第 40 条</u>（市による完成確認書の交付）第 1 項に規定する完成確認書の交付が既に完了している場合には、市営住</p>

ページ数	(誤)	(正)
	<p>宅整備業務及び入居者移転支援業務の履行済の部分については、本契約の解除の影響を受けないものとし、当該部分に係る、第 57 条（本事業に係る対価の支払）に規定する対価を支払うものとする。この場合においても、<u>第 65 条</u>（契約解除に伴う損害賠償）は適用されるものとする。</p> <p>6 市は、第 4 項までの規定により本契約が解除される場合において、<u>第 39 条</u>（市による完成確認書の交付）第 1 項に規定する完成確認書の交付が終了していない場合には、第 57 条（本事業に係る対価の支払）記載の対価のうちの支払額及び支払方法については、別途事業者と協議の上で、市が定めるものとする。</p>	<p>宅整備業務及び入居者移転支援業務の履行済の部分については、本契約の解除の影響を受けないものとし、当該部分に係る、第 57 条（本事業に係る対価の支払）に規定する対価を支払うものとする。この場合においても、<u>第 72 条</u>（契約解除に伴う損害賠償）は適用されるものとする。</p> <p>6 市は、第 4 項までの規定により本契約が解除される場合において、<u>第 40 条</u>（市による完成確認書の交付）第 1 項に規定する完成確認書の交付が終了していない場合には、第 57 条（本事業に係る対価の支払）記載の対価のうちの支払額及び支払方法については、別途事業者と協議の上で、市が定めるものとする。</p>
29 ページ	<p>第 69 条</p> <p>15 事業者は、本条により本契約が解除された場合は、事業用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 28 条第 5 項、第 33 条、第 34 条第 7 項、<u>第 49 条</u>の規定に基づく協力企業の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について市の指示に従わなければならない。</p>	<p>第 69 条</p> <p>15 事業者は、本条により本契約が解除された場合は、事業用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 28 条第 5 項、第 33 条、第 34 条第 7 項、<u>第 48 条</u>の規定に基づく協力企業の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について市の指示に従わなければならない。</p>
29 ページ	<p>第 71 条 <u>第 69 条</u>（市による任意解除）又は前条（事業者による契約解除）の規定に基づき契約が解除された場合は、市は、事業者がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む。）を支払うものとし、それ以外の対価の支払</p>	<p>第 71 条 <u>第 68 条</u>（市による任意解除）又は前条（事業者による契約解除）の規定に基づき契約が解除された場合は、市は、事業者がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む。）を支払うものとし、それ以外の対価の支払</p>

ページ数	(誤)	(正)
	は免れるものとする。ただし、事業者は市に対して第 72 条（契約解除に伴う損害賠償）第 3 項による損害賠償請求を行うことを妨げない。	は免れるものとする。ただし、事業者は市に対して第 72 条（契約解除に伴う損害賠償）第 3 項による損害賠償請求を行うことを妨げない。
30 ページ	<p>第 71 条</p> <p>4 事業者は、<u>第 69 条</u>（市による任意解除）又は第 70 条（事業者による契約解除）の規定に基づき本契約が解除された場合は、事業用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 28 条第 5 項、第 33 条、第 34 条第 7 項、<u>第 49 条</u>の規定に基づく協力企業の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。</p>	<p>第 71 条</p> <p>4 事業者は、<u>第 68 条</u>（市による任意解除）又は第 70 条（事業者による契約解除）の規定に基づき本契約が解除された場合は、事業用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第 28 条第 5 項、第 33 条、第 34 条第 7 項、<u>第 48 条</u>の規定に基づく協力企業の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。</p>
30 ページ	<p>第 72 条</p> <p>2 <u>第 62 条</u>（市による契約解除）による契約の解除の場合において、建設中の建替住宅等の出来形評価額（出来形自体が有する価値の評価額をいう。）が出来形相当額（市営住宅整備費のうち、完成度合に応じた額をいう。）を下回っている場合には、当該差額は市の損害の一部を構成し、前項に規定する損害賠償請求の対象になるものとする。</p>	<p>第 72 条</p> <p>2 <u>第 69 条</u>（市による契約解除）による契約の解除の場合において、建設中の建替住宅等の出来形評価額（出来形自体が有する価値の評価額をいう。）が出来形相当額（市営住宅整備費のうち、完成度合に応じた額をいう。）を下回っている場合には、当該差額は市の損害の一部を構成し、前項に規定する損害賠償請求の対象になるものとする。</p>